

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

3264号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>



日の出を迎える神磯の鳥居 (茨城県大洗町)

もくじ

随情 政活活

想報 策動動

- 吉田会長が「地方創生に関する地方六団体との意見交換会」に出席……………(2)
- 吉田財政委員が「生活保護制度等に関する国と地方の協議」に出席……………(4)
- 所有者不明土地等対策にかかる支援制度と直近の制度の動きについて
国土交通省不動産・建設経済局、法務省民事局、総務省地域力創造グループ……………(6)
- 町村ご当地キャラじまん……………(11)
- 世界とつながるアウトドアのまち……………(12)
- 鳥取県大山町長 竹口 大紀……………(12)

写真キャプション

大洗磯前神社の御祭神は、民を難儀から救うために降臨した「大己貴命(おおなむちのみこと)」と「少彦名命(すくなひこなのみこと)」。医薬の神様として語られる。この二神が降り立った岩礁「神磯(かみいそ)」には鳥居が建てられ、神社とともに大洗町のシンボルとなっている。

コラム

地元の循環を創り直す 先行投資、人材配置を!

持続可能な地域社会総合研究所

所長

藤山

浩

そろそろ本気で地元の循環を創り直す時代です。全国を旅すると、地方都市の郊外にどこでも同じような大型ショッピングセンターとロードサイドショップが並んでいます。一見、華やいて見える風景ですが、商品の多くは海外や域外から大量に輸入されています。その本質は「借り物の豊かさ」であり、域内の所得も流出していくのです。

これから実現すべき循環型社会は、地元の生態系が太陽と大地の恵みにより創り出す「自然の利子」の中で暮らしていくことが基本となります。地域に根ざした「本物の豊かさ」を目指す時代です。

最近、「世界で最初に飢えるのは日本」(鈴木宣弘著・2022・講談社)という本が話題になっています。単純な食料自給率の低さに留まらず、農業の基礎となる飼料や種子としてエネルギーも含めてあまりにも海外に頼る日本の現状に警鐘を鳴らしています。結局、「いざという時」に頼りとなるのは、私たちが暮らす国土の底力なのです。そして、その底力は、多彩な津々浦々が生み出す循環力が支えています。

このように考えると、私たちは、改めて地元の循環の実相を学び直すところから再出発すべきではないでしょうか。例えば、私たちの祖先は、山や里、川、海に無数の地名をつけて、こまやかな生き物の分布や土壌そして漁場の違いを描き出し、有限の空間の中で無限に続く循環をデザインしていました。ミツバチをはじめとする昆虫との共生がなければ、農業も壊滅します。そして、土壌を中心に存在する細菌こそ、生態系も農業も、基底から支えているのです。

多くの都道府県では、この10年で農業の担い手が半減する未曾有の危機に直面しています。そうした持続性危機にあるからこそ、地元の循環から創り直す産業と暮らしの構想が必要だと思えます。急速に減少・高齢化する地域住民と協働するレンジャー的人材を全集落に現場配置して、地元の循環から創り直す調査や実践を始動してはどうでしょうか。10万の集落に事業費と人件費で各1,000万円投入すると年間1兆円となります。私たちの未来の生命を守る先行投資になると思います。

地方六団体

吉田会長が「地方創生に関する
地方六団体との意見交換会」に出席

— デジタル国家構想・地方創生予算等について意見交換 —

吉田隆行会長(広島県坂町長)をはじめとする地方六団体代表は12月8日、「地方創生に関する地方六団体との意見交換会」に出席し、自見はなこ地方創生担当大臣と「令和5年度補正予算、令和6年度概算要求及び税制改正要望」、「デジタル田園都市国家構想総合戦略の改訂」について意見交換を行った。

開会にあたり、自見地方創生担当大臣が挨拶に立ち、はじめに、「地方への移住・定住の促進による人の流れの創出や地域を支える産業振興・起業促進、結婚や妊娠、出産、子育てがしやすい環境整備は非常に重要な喫緊の課題」とし、「こうした施策に総合的に取り組むことで、地域の魅力を高めるとともに、雇用機会創出や所得向上といった地方創生の取組を加速させていきたい」と述べた。

また、デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、「政府一丸となって地域の取組を後押しする」との発言があった。

最後に、「地域の思いを大切に、地方創生に取り組む関係者の皆さまにしっかりと耳を傾け、地域の困り事を一緒に解決しながら、活力ある地域社会の実現を図ってみたい」と決意を表明し、挨拶を締め括った。

続いて、地方六団体を代表し、村井嘉浩全国知事会長(宮城県知事)が挨拶に立ち、「人口減少が進む中、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた地方創生の取組は大変重要であり、地方も国と足並みを揃えて積極的に取り組んでいる。国においては、地方の意見を今後の政策に反映させるとともに、地方の実情を踏まえた支援をいただくようお願いする」と述べた。



▶ 発言する吉田会長(オンライン出席)

意見交換に入り、吉田会長からは、はじめに町村の地方創生の取組について、「自律的で持続可能な地域づくりの基礎であり、活力ある国づくりの実現につながるもの」としたうえで、町村が創意工夫を凝らして進めている、地域の特徴を活かした地方創生の取組を、さらに積極的に推進できると、国による支援を求めた。

続いて、「地域の課題解決のための取組や魅力向上に向けた意欲ある先進的な取組を新たに進めるためには、『デジタル田園都市国家構想交付金』による財政支援等のさらなる強化が重要」とし、「交付金の申請要件の緩和や規模の拡充を含め、地域の実情に配慮した一層使い勝手の良いものにしていただくようお願いする」と述べた。

さらに、町村において、人口減少・高齢化とともに、地域の小売店の閉店や交通網の弱体化により、特に高齢者の買い物が困難な地域が増えていることについて触れ、移動販売の運営費用や小売店等の事業承継に対する財政支援など事業の継続に向けた柔軟な支援や、町営バス、デマンドタクシーの運行など地域公共交通の再生・活性化に向けた支援の強化を求め、発言を締め括った。

活 動

◀ 挨拶する自見大臣



地方六団体の意見を受け、自見大臣から、デジタル田園都市国家構想交付金について、「令和5年度の補正予算で735億円を計上するとともに、令和6年度の概算要求において1、200億円を要求している。引き続き自治体の意欲的な取組を後押しできるよう、必要な予算の確保等に取り組んでいく」との発言があった。

また、買い物弱者支援については、「内閣府では、デジ田交付金により、地域の事業者と自治体が連携して推進する移動販売や宅配サービスの整備等を支援している。本日の意見を踏まえ、今後、内閣府として、各省庁の施策の連携をより一層強化していくとともに、事業者や自治体からのお話を伺いながら、国として施策を講じていきたい」との発言があった。このほか、デジタル技術を活用し

た結婚、妊娠、出産、子育てのしやすい環境の整備や、公共交通ネットワークの維持確保等について説明の後、最後に、万博の開催を契機とした地方創生に資する取組支援について述べ、発言を締め括った。

続いて、吉川浩民内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長から、デジタル人材の育成・確保について、「専門的なデジタル知識を有する『デジタル推進人材』を2026年度末までに230万人育成する目標の中で、全体的な人材不足への対応とともに偏在の是正にも取り組んでいく」との発言が、また、楠正憲デジタル庁デジタル社会共通機能グループ統括官から、自治体の標準準拠システムへの移行について、「いわゆる『移行困難システム』については、その状況を十分に把握したうえで適切な移行期限を個別に設定するとともに、引き続き自治体が計画的かつ着実に取組を進められるよう総務省と連携しながら支援していく」との発言の後、会議は閉会した。

※参考資料は全国町村会HP (<https://www.zck.or.jp/>) をご覧ください。



町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <https://www.zck.or.jp/choson/> ●

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁等の政策情報を随時提供しています。ぜひご活用ください。

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み（平成18年9月27日付）ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部 (kouhou@zck.or.jp) までお願いいたします。



吉田財政委員が「生活保護制度等に関する国と地方の協議」に出席

全国町村会

吉田英人財政委員会委員(鳥取県八頭町長)をはじめとする地方三団体代表等は12月5日、政府が開催した「生活保護制度等に関する国と地方の協議」に出席した。

今回の会合では、厚生労働省から、「居住支援に関する制度見直しの具体的な方向性」や「就労支援及び家計改善支援の強化」等の6つの項目を柱とする「生活保護制度等の見直しの方向性」が示され、意見交換が行われた。

政府からは、宮崎政久厚生労働副大臣等が出席した。

開会にあたり、宮崎厚生労働副大臣が挨拶に立ち、はじめに、「生活保護受給者や生活困窮者が抱えている課題は多様化・複雑化しているが、自治体も国も、両制度の理念に基づき対象者の自立支援をしていくことが重要である」と強調した。そのうえで、「今回の両制度見直しの方向性については自治体の皆さまからこれまでにさまざまな意見をいただいていると承知している。本日は、これまでの協議の成果も踏まえ、それぞれの代表の立場の皆さまから改めてご意見をお聞かせいただき、法改正につなげていく重要な場であると認識している。生活保護制度と併せて、生活困窮者自立支援制度につい



▲発言する吉田財政委員
(オンライン出席)

ても法改正を要する見直しの方向性について整理をしているので、皆さま方から忌憚のないご意見をいただきたい」と述べた。

その後の意見交換において、吉田財政委員をはじめに、「見直しの方向性」に盛り込まれた「居住支援に

関する制度見直しの具体的な方向性」について、八頭町での事例を挙げた後、「被保護者の住まいの確保、賃貸人の不安軽減の観点から支援方策は重要であり、また、現場で対応する職員向けのマニュアル等を示す必要がある」と述べた。

続いて、「就労支援及び家計改善支援の強化」について、「小規模自治体でも両事業が円滑に実施できるよう広域連携等の環境整備を進めることも示されているが、福祉事務所設置町村の4分の1は離島、そのほかにも中山間地域の町村が多く、近隣の自治体との連携が困難であったり、都道府県から支援を受けるにも、距離が遠いために時間やコスト等の面から難しい」と課題を述べたうえで、「このような町村でも円滑に事業が実施できるような方策と、財政負担率の引き上げを求めた。

「子どもの貧困への対応」については、「負の連鎖」を断ち切るためにも子どもへの貧困対策は重要と考えるので、自治体の取組に対する国等の積極的な支援をお願いする」と述べた。

へた。

「医療扶助・被保護者健康管理支援事業の適正実施等」については、「被保護者健康管理支援において、依存症やその他複合的な問題を抱えているケースや、精神疾患等の障害のため、指導・指示の理解・遂行が難しいといったケースがある。また、地方は都市部と違い、専門の医療機関や支援団体が少なく、また、そのような機関へのアクセスが難しいため、支援につなげづらいという課題もある」と現状を訴えた。

最後に、過疎地における交通事情を踏まえた生活保護開始後の自動車の保有・使用要件の緩和、交通面の保護費の加算等の検討を求めるとともに、生活保護業務における福祉事務所の専門性の確保・維持が困難である状況や、生活支援等を行う支援団体等の福祉資源が少ないという町村における課題を挙げたうえで、「今後の生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度においては、本日述べた意見を充分に尊重していただき、福祉事務所設置町村が円滑に事業を実施できるようご配慮いただきたい」と述べ、発言を締め括った。

このほか地方側からは、①居住支援に係る都道府県による積極的な支援の仕組みの検討、②生活困窮者自

活 動

● 休刊のお知らせ ●

本年も「町村週報」を愛読いただき誠にありがとうございました。

12月25日付及び令和6年1月1日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。

第3265号は令和6年1月8日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いいたします。

立支援法に規定する支援会議設置の努力義務化における柔軟な対応、③就労自立給付金の対象拡大における財源の確実な確保―等を求める発言があった。

これらを受けて宮崎副大臣から、「それぞれの立場からの発言ではあるが、実際の取組に対する国の積極的な支援や地域への配慮、子どもの貧困への対応等については、共通点を見て取ることができ、大変参考になった。厚生労働省では、両制度の見直しをとりまとめ、法案提出に向けて準備を進めていく。両制度がより良いものとなるよう、各自治体の皆さまとともにこの制度をさらに推進していきたい」との発言があり、会合は閉会した。



（独）国立青少年教育振興機構の貧困対策 <<学生サポーターの紹介>>

国立青少年教育振興機構は、我が国の青少年教育のナショナルセンターとして、青少年をめぐる様々な課題へ対応するため、青少年に対し教育的な観点から、より総合的・体系的な一貫性のある体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進、青少年教育団体が行う活動に対する助成を行い、我が国の青少年教育の振興及び青少年の健全育成を図ることを目指しています。

1. 教育事業
青少年及び青少年教育指導者等を対象とする教育事業の実施

- 青少年教育に関する地域力向上等のためのモデル的の事業の開発
- グローバル人材の育成を見据えた国際事業の推進
- 青少年教育指導者等の養成及び資質の向上
- 青少年の体験活動等の重要性に係る普及・啓発
 - ・「体験の風をおこそう」運動
 - ・「早起早起朝ごはん」国民運動 等
- 子供の貧困対策

国立青少年教育施設

近畿 ① 富岡青少年自然の家 ② 淡路青少年交流の家	関東・甲信越 ⑦ オリンピック記念 青少年総合センター ⑧ 高崎青少年交流の家 ⑨ 豊州風通 青少年自然の家 ⑩ 妙高青少年自然の家	北海道 ① 大沼青少年交流の家 ② 日高青少年自然の家
中国・四国 ① 吉備青少年自然の家 ② 三進青少年交流の家 ③ 江田島 青少年交流の家 ④ 山口緑地 青少年自然の家 ⑤ 大洲青少年交流の家 ⑥ 室戸青少年自然の家	北陸・東海 ① 立山青少年自然の家 ② 能登青少年交流の家 ③ 若狭湾 青少年自然の家 ④ 中央青少年交流の家 ⑤ 乗鞍青少年交流の家	東北 ① 岩手山 青少年交流の家 ② 花山青少年自然の家 ③ 磐梯青少年交流の家 ④ 形勢甲子 青少年自然の家
九州・沖縄 ① 夜須高原 青少年自然の家 ② 藤原青少年自然の家 ③ 阿蘇青少年交流の家 ④ 大嶺青少年自然の家 ⑤ 沖縄青少年交流の家		

2. 研修支援
青少年及び青少年教育指導者等を対象とする研修に対する支援

- 研修目的の達成に向けた教育指導・助言
- 活動プログラムの提供

学生サポーター制度の概要

児童養護施設や母子生活支援施設等出身の学生を「学生サポーター」として国立青少年教育施設に配置。学生サポーターは教育事業の支援等を業務として行う。機構は業務に対する報酬として毎月定額を支給。

学生サポーター
(児童養護施設出身の学生等)

→ 研修支援・教育事業の支援・補助等

← 報酬 (月額4~10万円)

国立青少年教育振興機構

生活支援

指導者養成
体験活動の推進

自立支援

社会的経験の蓄積・自己有用感の醸成
社会性や自己肯定感の向上

◆ 募集対象：① 児童養護施設又は母子生活支援施設等に在所しており、次年度高等教育機関（大学、短大、高専（第4学年又は第5学年）、専門学校）に進学を予定している高校生等
② 上記施設出身で高等教育機関に在学する学生

◆ 業務内容：① 青少年を対象とした体験活動の事業に関する業務
② 施設の整備や運営に関する業務 等

◆ 業務時間：年間 400/600/800 時間から選択

◆ 業務場所：国立青少年教育施設（全国 28 施設）

◆ 報酬：月額 60~120 万円 ※交通費は実費支給

◆ 令和6年度学生サポーター募集期間：令和5年12月1日（金）～令和6年1月15日（月）

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
TEL：03-6407-7731
総務部総務課「学生サポーター」担当
（平日9時～17時45分）

所有者不明土地等対策にかかる 支援制度と直近の制度の動きについて

国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策審議官グループ 土地政策課
法務省 民事局 民事第二課 所有者不明土地等対策推進室
総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課 地域振興室

1 はじめに

所有者不明土地とは、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地をいい、その主な原因として、相続登記がされていないこと等が挙げられます。

所有者不明土地は、所有者の探索等に多大な時間・費用を要することにより、公共事業や民間開発事業等の支障となるとともに、管理不全状態に陥ることにより、土砂の崩落等の災害や害虫の発生等の悪影響の要因となります。

こうした課題に対応するため、令和4年11月1日に施行された改正所有者不明土地法により、所有者不明土地の管理の適正化のための市町村長による勧告・命令・代執行が可能となり、対策の推進体制の強化のため、市町村において「所有者不明土地対策計画(以下「対策計画」といふ。)」を作成することができるようになりました。また地域において所有者不明土地等対策を行うNPO等を「所有者不明土地利用円滑化等推進法人(以下「推進法人」といふ。)」として市町村長が指定できるように

なるなど、所要の改正が行われることとなりました。

これらの制度の活用をご検討される際には、国土交通省HP^(※1)に掲載している「所有者不明土地対策計画作成の手引き」や「所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定の手引き」等もご参照ください。なお、対策計画については、空家等対策計画や立地適正化計画等と兼ねることも可能です。

本稿では、町村にてご活用いただける所有者不明土地等対策にかかる主な支援制度や、市町村における実際の取組事例についてご紹介いたします。また、直近の制度上の大きな動きとして、「相続登記の申請義務化」および「相続土地国庫帰属制度」についてご説明いたします。

※1 国土交通省HP「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(所有者不明土地法)」(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk2_000001_000174.html)

2 主な支援制度

町村において所有者不明土地等対策を講じる際には、次のような支援

制度をご活用いただけます。

(1)所有者不明土地等対策事業費補助金
対策計画に基づく事業等を支援するための補助制度で、所有者探索から土地の管理不全状態の解消まで幅広いフェーズの取組が支援対象となります。例えば、災害復旧時や、地域で土地に係る問題が発生した際にも、本補助金をご活用いただけます。(資料1)

(2)特別交付税措置

前項の「所有者不明土地等対策事業費補助金」を活用して地方公共団体が事業を実施する場合、地方負担分について特別交付税措置を講じております(措置率0.5)。また、広報や相談窓口の設置、データベースの整備、空き地バンクの設置・運営等のソフト事業については当該補助金の対象外とされているところ、こうしたソフト事業を市町村が単独事業として実施する場合には併せて特別交付税措置の対象として認めています。(資料2)

(3)所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定円滑化、普及・定着等に向けたモデル調査
推進法人の指定円滑化等に資する

政 策

資料 1

所有者不明土地等対策事業費補助金



・「所有者不明土地対策計画」に位置づけられた取組に対する補助制度を創設。
所有者不明土地の発生抑制の観点から、所有者が判明した空き地等の利活用・処分の検討等も支援可能。

所有者不明土地等対策事業費補助金（R4年度～）

○**施行者**：地方公共団体、推進法人（※）等
（※）市町村により指定された、低未利用土地の有効利用等に取り組む法人

○**補助対象**：
「所有者不明土地対策計画」に基づく以下の取組
・土地に関する実態把握
・土地の所有者の探索や、土地の利活用のための手法等の検討
・土地の管理不全状態の解消（門、塀等の工作物や樹木の除去等）等

○**補助率**
・地方公共団体が施行者の場合：国1/2、地方公共団体1/2
・推進法人等が施行者の場合：国1/3、地方公共団体1/3、推進法人等1/3

所有者不明土地・空き地等の実態把握は、「所有者不明土地対策計画」の作成前でも実施可能。

収用適格事業や都市計画事業の用地取得のために実施する所有者調査についても本補助金で支援可能。

登記簿等で所有者が分かる空き地等の利活用・処分の検討や、所有者探索の結果、所有者が判明した空き地等の利活用のために行う工作物等の除去も支援可能。

地方公共団体負担分について特別交付税を措置。（措置率：地方公共団体負担分のうちの1/2（最大））

・制度運用の参考となるガイドライン・手引きを作成・公表。「所有者不明土地対策計画作成の手引き」では、空家等対策計画等を変更し、所有者不明土地対策計画を兼ねる計画とする場合などの作成例を掲載。

・所有者不明土地対策計画の作成や、所有者不明土地の管理の適正化のための勧告等の準備・実施のために国土交通省職員の出向要請が可能。国土交通省が事務局となる「土地政策推進連携協議会」においても、所有者不明土地対策計画の作成等を支援。

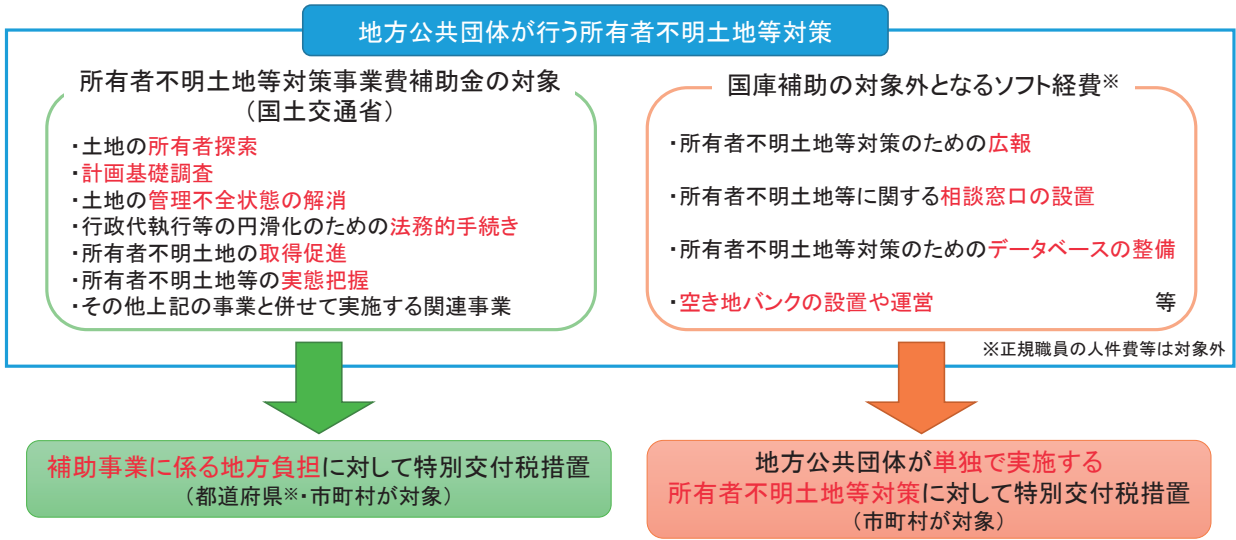
・「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」の指定円滑化のため、有識者派遣による助言や地域福利増進事業の実行可能性把握のための社会実験等に対する支援についても実施。

資料 2

地方公共団体が行う所有者不明土地等対策に対する財政措置の概要

- 所有者不明土地特措法の改正に併せ、令和4年度から特別交付税措置を講じている。
 - 補助事業に係る地方負担と単独事業に係る経費のいずれも対象※。
- ※ 令和6年度の対象経費については、国土交通省が行う所有者不明土地等対策にかかる対策メニューの拡充状況を踏まえて検討。

< 現行の特別交付税措置 >



政 策

先導的な取組等を支援し、ノウハウを収集する調査です。これまでの調査成果に加え、先進的取組をまとめた事例集を国土交通省HP(※2)で公表していますので、所有者不明土地等対策を検討するうえでの一助としてください。

※2 国土交通省HP「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(所有者不明土地法)」(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_fr2_000001_00014.html)

(4) 税制特例

所有者不明土地等対策にかかる税制特例として、①地域福利増進事業を促進するため、同事業の用に供するために土地を譲渡した場合の譲渡所得に係る特例措置および同事業の用に供する土地に係る固定資産税等の軽減措置、②低未利用地の利用・管理を促進するため、低額な土地等(※3)を譲渡した場合の譲渡所得の100万円控除を設けております。

3 市町村における実際の取組事例

これまで、山形県鶴岡市、北海道

釧路市、和歌山県かつらぎ町、岐阜県御嵩町、茨城県つくば市、福井県福井市で対策計画が作成されました。また、山形県鶴岡市では、民間事業者や行政と連携して空き家・空き地対策に取り組む特定非常利活動法人「つるおかランド・バンク」が推進法人に指定されました。

さらに、新潟県粟島浦村が、災害時の指定避難場所としている老朽化した神社に隣接する所有者不明土地を防災空地(※4)として整備するため、地域福利増進事業により当該不明土地の使用権(10年間)を取得しました。

※4 平時は広場・ポケットパーク等として利用し、災害時は地域の防災活動の場となるような空き地。

4 相続登記の申請義務化(令和6年4月1日施行)

(1) 相続登記の申請義務化

令和6年4月1日から、相続により不動産の所有権を取得した相続人は、自己のために相続があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられ、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、10万円以下の

過料が科される可能性があります。また、令和6年4月以前に相続が発生していたケースについても、未登記の場合は義務化の対象となります(3年間の猶予期間あり。資料3参照)。

(2) 相続人申告登記

相続登記の申請義務化に伴い、申請義務を簡易に履行することができるようになる仕組みとして、相続人申告登記という新たな制度が設けられました。相続人申告登記は、不動産の所有者について相続が開始した旨と、自らがその相続人である旨を相続登記の申請義務の履行期間内に登記官に申し出ること、その義務を履行したとみなすものです。ただし、相続人申告登記は、相続による権利移転を公示するものではなく、あくまで遺産分割等をすままでの暫定的なものである点に注意が必要です。

(3) 本制度における町村との連携

相続登記の申請義務化は、国民に大きな影響を与えるものであることから、十分な周知を図るため、国民に身近な地方公共団体との連携が不可欠と考えております。令和4年12月

には、法務省から各都道府県宛てに協力依頼の文書を発出し、町村が住民に宛てて発送する固定資産税納付通知書等の文書への関係資料の同封や、ホームページへの掲載等のご協力をいただいているところです。今後、皆さまのご協力をいただき、町村との連携をさらに強化し、所有者不明土地対策を着実に進めていきたいと考えております。

5 相続土地国庫帰属制度(令和5年4月27日施行)

(1) 相続土地国庫帰属制度

相続土地国庫帰属制度とは、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度です。本制度が創設された背景として、社会的な土地利用ニーズの低下が挙げられ、将来的な土地の所有者不明化、管理不全化を未然に防止することを目的としています。(資料4)

承認申請をすることができる者は、相続等により所有権の全部又は一部を取得した相続人です。承認申請にあたっては、承認申請書および添付書類を、承認申請に係る土地の所在地を管轄する法務局・地方法務

政 策

資料3

所有者不明土地の発生を予防する方策

不動産登記法の改正

相続に関する情報の更新を図る方策

【背景】 相続登記がされないため、登記名義人の相続人（所有者）の探索に時間と費用が掛かり用地買収等が妨げられるなどの指摘がある。

① 相続登記の申請を義務化

R6.4.1施行

- 不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務付ける。
- 施行日前の相続でも、未登記であれば、義務化の対象（3年間の猶予期間あり）
- 「正当な理由」がないのに申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象
- 国民向けに新制度の運用方針を明らかにした「相続登記の申請義務の施行に向けたマスタープラン」を令和5年3月に公表

② 登記名義人の死亡等の事実の公示

R8.4.1施行

- 登記官が他の公的機関（住基ネットなど）から死亡等の情報を取得し、職種で登記に表示する（符号で表示）。
- ⇒ 登記で登記名義人の死亡の有無の確認が可能になる。

申請義務の簡易な履行手段

R6.4.1施行

相続人申告登記の新設

- ・ 相続人が、登記名義人の法定相続人である旨を申し出る。申請義務の履行手段の一つとする。（単独で申告可・添付書面も簡略化・非課税）
- ⇒ 相続登記の申請義務を簡易に履行することが可能になる。

※ 登記官がその者の氏名及び住所等を職種で登記する（持分は登記されない報告的登記）

相続登記の負担を軽減

登録免許税の免税措置

- ・ 価額が100万円以下の土地に係る相続登記等について、登録免許税の免税措置を実施中（令和7年3月31日まで）

相談体制の充実

- ・ 全国の法務局で相続登記の手続案内を実施。専門資格者団体と連携して相談先情報を提供

登記漏れの防止

R8.2.2施行

所有不動産記録証明制度の新設

- ・ 特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として発行
- ⇒ 相続登記が必要な不動産の把握が容易になる。
- ※ 自己所有不動産の一般的確認方法としても利用可能

自治体との連携

国民に身近な自治体と連携した広報

- ・ 自治体の「おくやみリスト」等に相続登記に関する情報を追加
- ・ 固定資産納税通知書の送付と併せて新制度に関する資料を提供 など

資料4

相続土地国庫帰属制度の概要

R5.4.27施行

- 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度を創設する。⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。
- 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれ를考慮して、一定の要件を設定し、法務大臣が要件について審査を実施。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（令和4年政令第316号）

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則（令和5年法務省令第1号）

(1) 土地の要件 法令で定められた通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は不可

- ア 建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地、イ 土壌汚染や埋設物がある土地、ウ 危険な崖がある土地
- エ 権利関係に争いがある土地、オ 担保権等が設定されている土地、カ 通路など他人によって使用される土地 など

(2) 負担金等 土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要 ※申請時に、審査手数料（1筆14,000円）の納付が必要。

負担金の額は、20万円が基本。ただし、一部の市街地等（注1）の宅地・農地及び山林については、土地の面積に応じて（注2）算定

注1：都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域。注2：面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1㎡当たりの負担金額は低くなる。



国庫帰属制度（法務省HP）

手続イメージ

1 承認申請

【申請権者】 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者

2 法務大臣（法務局）による要件審査・承認

- ・ 国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用の機会を確保
- ・ 実地調査権限あり
- ・ 地方公共団体等に対して、情報提供を求めることができる

3 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

4 国庫帰属

帰属後は、管理庁（財務省・農林水産省）が国有財産として管理

法務局と地方公共団体との関連事項

- 土地の有効活用の機会の確保のため、法務局から地方公共団体に対して、承認申請があった土地に関する情報提供を行う。
- 審査に必要な資料（法務局が保有する資料以外）について、法務局から地方公共団体に対して、資料提供依頼を行う。

政 策

局の本局に提出し、土地1筆につき1万4,000円の審査手数料を収入印紙で納付する必要があります。

本制度では、土地の管理コストの国への不当な転嫁やモラルハザードの発生を防止するために、例えば、建物の存する土地や通路その他の他人によって使用される土地など「通常の管理又は処分をするにあたり過分の費用又は労力を要する土地」として法定される類型に該当する土地は、国庫に帰属させることはできないこととされており。

また、法務大臣による承認があったときは、承認申請者は一筆20万円を基本とする負担金を納付する必要があります。その納付時に、承認に係る土地の所有権は国庫に帰属するものです。

(2)本制度における町村との連携

本制度では、申請された土地が所在する地方公共団体に、法務局から当該土地の情報提供を行い、地方公共団体における寄附受け等の土地の有効活用を確保することとされており。当該土地について寄附受けやその他の有効活用を希望される場合には、情報提供をした法務局に対してその旨の回答をしてい

ただくようお願いいたします。

また、申請された土地が所在する地方公共団体の関係部署に対し、法務局から当該土地についての情報に関する照会事項への回答および関係資料の提供を依頼する仕組みとなっております。法務局から資料の提供等について依頼があった際には、制度の趣旨等を理解いただきご協力いただきたく存じます。

6 おわりに

上記の制度や事例は、市町村にもご参画いただいている「土地政策推進連携協議会」(全国10地区に設置)を通じて情報提供しています。また、問合せ窓口として国土交通省地方整備局に設けている低未利用土地対策推進チームにお気軽にお問い合わせください。

「第八次国土利用計画(全国計画)」(令和5年7月28日閣議決定)では、人口減少下において都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化する方向に誘導するため、所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の活用により土地利用の効率化を図ること等が重要とされ、移住・定住促進やコンパクトシティ

等の施策と併せて、所有者不明土地等対策に取り組むことが期待されています。

また、来年4月には、所有者不明土地の主要な発生原因である相続未登記を未然に防ぐ制度として、相続登記の申請義務化の施行も予定されているところです。

各町村の皆さまにおかれましては、本稿でご紹介した制度等を積極的にご活用いただき、所有者不明土地等対策について引き続きご理解・ご協力をお願いいたします。

お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局
土地政策審議官グループ 土地政策課
担当：狩野係長
電話：03-5253-8290

法務省 民事局 民事第一課
所有者不明土地等対策推進室
担当：光木係長、清水係長
電話：03-3502-5435

総務省 地域力創造グループ
地域自立応援課 地域振興室
担当：谷垣事務官
電話：03-5253-5534

客室のご案内	SINGLE ROOM シングル 119室	DOUBLE ROOM ダブル 12室	TWIN ROOM ツイン 18室
			
	和室もございますのでお問い合わせください。		

※市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



●全国町村会館へのアクセス

- ・有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分
- ・丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- ・タクシー東京駅から約20分

ご予約・お問い合わせ

全国町村会館

TEL.03(3581)0471

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号
ホームページアドレス <https://www.zck.or.jp/kaikan>

町村

ご当地キャラじまん

Vol.134

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からピックアップ。

西ブロック



産山村イメージキャラクター

うぶちゃん

熊本県産山村



2011年2月10日生まれの子。永遠の10歳。優しい性格で、特技は誰にでも優しく、誰とも仲良くなれること。趣味は野焼きと池山水源での水汲み。ピンクのほっぺも実は村章の形であることはあまり気づかれていない。

平成23年(2011年)、子ども会議の提案から、産山村イメージキャラクターのデザインと名前を村内に公募し、誕生した「うぶちゃん」。村花「ヒゴタイ」をモチーフとし、村章が描かれた服を着ていて、誰からも愛され、親しみを持ってもらえる可愛いキャラクターです。「ヒゴタイ」とは、中国原産のキク科の多年草で、8~9月に村内の草原等に咲くルリ色の球状の花。住民投票により、昭和62年(1987年)に産山村の村花に指定されました。以後、毎年夏に「ヒゴタイ祭」が開催されており、「うぶちゃん」も積極的に参加しています。永遠の10歳でありながら、産山村観光大使として、「あか牛」「お漬物」「ほっぺん草」「チンゲン菜」「ブラونسイス牛の乳製品」といった特産品のPRをはじめ、村のPR活動に一生涯取り組んでいます。

西米良村公式イメージキャラクター

カリコボーズのホイホイくん

宮崎県西米良村



「カリコボーズのホイホイくん」は、平成8年(1996年)、西米良村のPRを行う公式キャラクターとして誕生しました。モチーフとなった「カリコボーズ」とは、春の彼岸には川へ下り、川を守る「水の神」となり、秋の彼岸からは山に登り、山を守る「山の神」になるといわれる米良地方に伝わる精霊のこと。「ホイホイ」と鳴く声が、狩りで獲物を追い立てる役目の「狩子」の声に似ていること、男の子の姿をしていることが、「カリコボーズのホイホイくん」の名前と姿の由来です。村内の店の看板やマンホールの蓋等に描かれていて、老若男女から親しまれている「カリコボーズのホイホイくん」。カリコボーズと1000人が笑う村」というキャッチコピーのもと、村民と一丸となって村のPRに励んでいます。



5月5日生まれのやんちゃな男の子。心の綺麗な人に見えない、西米良村の精霊。特技は山の尾根筋を走る。ちよつとした尻尾をのびのびと動かすのが大好き。趣味はホイホイと鳴きながら西米良の山々を駆け回ること。

国頭村公認キャラクター

キョんキョんとくーやん

沖縄県国頭村



キョんキョん(写真右): 温厚な性格。趣味は走ることで、100mを13.7秒で走ることができる。好物はミミスとバッタ。くーやん: やんちゃなヒーロー。素性は謎に包まれている。

平成27年(2015年)に国頭村公認キャラクターとして誕生した「キョんキョん」と「くーやん」は、村の鳥・ヤンバルクイナをモチーフとしています。先に活動を始めた「キョんキョん」は、国頭村の認知度向上及び村民、県民の自然環境保全に対する意識啓発を目的としています。一方「くーやん」は、ヤンバルクイナなどの希少動物たちや、ヤンバルの自然を守りそだてていきたいと考えている子どもたちの思いを受けて誕生しました。例年9月に村環境教育センター「やんばる学びの森」で開催される「安波ダム・クイナまつり」には、ふたりそろって参加する「キョんキョん」と「くーやん」。これからも、村内のさまざまなイベントに出かけていって、国頭村のPR活動を続けていきます。

次回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からご紹介します。

随 想

はじめに

鳥取県大山町(たいせんちょう)は人口約1万5000人、中国地方最高峰の国立公園大山(たいせん)山頂から日本海までが、直線距離20kmの中に収まる自然豊かな町。スキー、登山、キャンプ、サイクリング、サーフィン、フィッシングなど、多様なアウトドアアクティビティが楽しめます。

一方で、全国の過疎地域に共通するような課題が山積しており、それ



世界とつながるアウトドアのまち

鳥取県大山町長

竹口 大紀 (たけぐち ひろのり)

らの課題に対応すべく取り組んできた政策の一端をご紹介します。

アウトドアライフ構想

大山町総合計画に基づく各種政策において、行政の展望や未来像を視覚化するためにビジョンマップとして掲げる「大山町アウトドアライフ構想」。それをもとに、バリエーション豊富で恵まれたアウトドアフィールドを活かしたまちづくりを進めてきました。

大山町が考えるアウトドアライフ構想とは、アウトドアアクティビティによる観光誘客のみならず、地元で暮らしている住民が日常にアウトドアを取り入れた生活、趣味、健康、教育、文化、環境、経済、防災などのほか、広義でのアウトドアとして第一次産業の発展など、ほかにはない唯一無二の地理的条件を最大限に活かすことで、アウトドアライフが地元にとつての強烈な誇りとなることをイメージしています。

制服代、修学旅行代金の補助、高校生の通学費助成、大学等の奨学金返還支援助成など、公教育の経済的負担を限りなくゼロに近づけました。そのほか、18歳以下の医療費無償化、産後ケアの無償化、妊産婦や子育て家庭向けに医師などの専門家による無料のオンライン相談など、出産から子育てにかかる不安や負担を軽減する施策も進めています。子育て世帯だけの負担から、地域全体で子育てに協力するまちを目指

人口減少対策

毎年200人程度の人口減少が進む大山町。少子化対策とその副次的な効果としての移住定住の促進を、人口減少対策の基本としています。

政府等のアンケート調査で、「希望する子ども数」と「実際の子ども数」に差がある理由のトップが「お金がかかりすぎる」。この要因を解消するため、小中学校の給食費無償化、教材費、入学時の学用品費、

してきた結果、移住定住も促進され、平成30年には初の人口社会増を達成し、転入人口の均衡を維持できているような状態になってきました。

英語教育

大山町の教育における特色の一つは、英語教育。姉妹都市の米国テーマキュラ市への中学生派遣、児童生徒が海外のネイティブスピーカーと1対1(25人のクラスであれば25対25)で行うオンライン英会話、すべ

ての小中学校に各校専属のALTを配置するなど、世界とつながるための異文化コミュニケーションを推進してきました。

さらには、小学校の授業を英語で行う「イマージョン教育」の実現可能性を探るとともに、ハワイ州の私立学校と連携した短期語学留学プログラムを検討、時差が少ないニュージーランドの日本語コースがある学校とのオンライン相互交流など、異なる異文化教育に向けた企画立案を進めています。

ただ単に言語を学ぶのではなく、異文化を理解するための環境をつくり、異文化を理解することによって大山町への郷土愛も育んでいく。そのような環境で育った子どもたちは、世界で活躍する人材になるとともに、いつまでも大山町と関わり続けてくれることでしょう。

むすびに

「予算における目標と成果は?」「費やした時間に対する効果は?」。何かと数字を求められ、行動の一つひとつに意味を持たせなければならぬ。当コラムの執筆に費やした時間の効果として、「大山町へ視察に行ってみたい!」と感じてくださる方がゼロではないことを願っています!